

# お知らせ

平成21年9月17日



国土交通省

資料提供先 : 米子市政記者クラブ

## 「第4回 皆生海岸利用促進懇談会」を開催します

このたび、「第4回皆生海岸利用促進懇談会」を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

### 記

開催日時 : 平成21年9月25日(金)14:00~16:00  
開催場所 : 弓ヶ浜荘(米子市皆生温泉4丁目6-12)  
開催内容 : 別紙のとおり

「皆生海岸利用促進懇談会」は、皆生海岸の豊かな自然や景観を活用した海岸の利用を促進するための提案を行うことを目的に設立されたもので、これまで、第1回を平成15年3月28日、第2回を平成15年8月8日、第3回を平成15年11月26日に開催しています。

第1~3回の懇談会では、皆生工区の離岸堤を改良する場合の人工リーフの形状、第1基目の箇所選定、今後の利用面をどう考えるかなどが討議されています。

国土交通省日野川河川事務所では、平成15年11月から既設離岸堤を人工リーフに改良する工事に着手し、平成17年11月に完成しました。しかし、平成17年12月から平成19年1月にかけて冬期風浪による三度の被災を受けました。その後、ブロックの安定性を検討し、12トンブロックを16トンブロックに変更した復旧工事が、平成20年8月に完成しました。

この度の懇談会では、離岸堤を人工リーフに改良してからの経過報告を行うと共に第2基目の施設改良施工にあたっての意見交換を行う予定です。

なお、この懇談会は、住民の皆様も傍聴できるように公開とします。また、会議資料及び議事要旨については、後日、閲覧およびホームページにおいて公開します。

### 問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所  
(皆生海岸利用促進懇談会 事務局)

【担当】 副所長 うえはし のぼる 上橋 昇

工務課長 おおき たかし 大木 孝志

TEL : (0859)27-5484 (代表)

日野川河川事務所ホームページアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/hinogawa/>



平成20年11月 撮影



## 皆生海岸利用促進懇談会規約

(名 称)

第1条 本会は、皆生海岸利用促進懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 懇談会は、豊かな自然や景観を活用した海岸の利用を、促進するための提案を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 懇談会は海岸利用のため、次に掲げる事項について検討を行う。

(1)海岸保全施設を活用した、海岸利用の促進に関わる事項。

(2)その他懇談会の目的に整合する事項。

(懇談会の構成)

第4条 懇談会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

2. 必要に応じて懇談会に諮った上で、別紙以外の学識経験者などを委員またはアドバイザーとして参画させることができる。

(議 長)

第5条 議長は、委員の互選により選任する。

2. 議長が不在の場合は必要により、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代行する。

(懇談会)

第6条 懇談会は、必要に応じて議長が招集する。

2. 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省日野川河川事務所に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は議長が定める。

(附 則)

この規約は、平成15年3月28日から施行する。

この規約の第4条1項の委員を変更し、平成15年8月8日から施行する。

この規約の第4条1項の委員を変更し、平成15年11月26日から施行する。

この規約の第4条1項の委員を変更し、平成21年9月 日から施行する。

## 皆生海岸利用促進懇談会名簿

- 議長 野田 英明（鳥取大学名誉教授）
- 委員 木村 晃（鳥取大学大学院工学研究科教授）
- 委員 松原 雄平（鳥取大学大学院工学研究科教授）
- 委員 宇田川 英二（皆生温泉旅館組合長）
- 委員 福本 昌子（皆生温泉女将さん会会長）
- 委員 武良 賢治（米子市漁業協同組合代表理事組合長）
- 委員 杉本 良巳（米子市郷土歴史家）
- 委員 野嶋 功（鳥取県トライアスロン協会事務局長、皆生ライフセービングクラブ理事長）
- 委員 福景 順一（福生西連合自治会長）
- 委員 大谷 健二（米子市立福生西小学校教諭）
- 委員 長本 敏澄（鳥取県西部総合事務所県土整備局長）
- 委員 矢倉 敏久（米子市経済部長）
- 委員 成谷 一兵（米子市建設部長）
- 委員 藤原 博昭（国土交通省日野川河川事務所長）
- 事務局 国土交通省日野川河川事務所

## 皆生海岸利用促進懇談会の情報公開について

### 1. 会議の公開

懇談会の会議は、原則として公開とする。

ただし、議長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

なお、傍聴にあたっては、別途定める傍聴要領に従うものとする。

### 2. 会議資料の公開

会議にて配布した資料は、「会議の公開」に準じて、事務局において公開する。

その方法は、原則として閲覧及びホームページ公開とする。

閲覧場所 国土交通省日野川河川事務所

ホームページ 国土交通省日野川河川事務所ホームページ

### 3. 会議内容の広報

#### ① 議事概要

会議の議事内容（概要）については、会議終了後、事務局にて速やかにとりまとめ、議長の承諾を得た後、会議資料の公開に準じて、公開する。

## 皆生海岸利用促進懇談会 傍聴要領

### (主旨)

この要領は、皆生海岸利用促進懇談会（以下「懇談会」という）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

### (傍聴)

- 1) 懇談会を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入して下さい。
- 2) 傍聴者席については可能な限り確保するものとしますが、会場の都合により、満席となった場合は入室を制限することがありますので、ご了承下さい。
- 3) 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守してください。
  - ① 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
  - ② 発言、私語、談論などをしないこと。
  - ③ プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
  - ④ 携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
  - ⑤ みだりに傍聴席を離れないこと。
  - ⑥ 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨げとなるような行為を行わないこと。
- 4) 傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 5) 会議の非公開の決議があった時又は議長が退室を指示した時は、速やかに退室してください。
- 6) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。

